

待機児童解消加速化プラン(平成25年4月策定)

5本柱	事業内容	飯塚市での事業実施状況		備考
賃貸方式や 国有地も活用 した保育所整備	保育所緊急整備事業	○		実施主体:市(国・県間接補助)
	賃貸物件を活用した保育所整備事業	×	申請があれば対応	実施主体:市(国・県間接補助)
	小規模保育設置促進事業	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)
	幼稚園預かり保育改修事業	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)
	家庭的保育改修事業	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)
	認定こども園整備費	○		実施主体:市(国・県間接補助)
	民有地マッチング	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)
保育を支える 保育士の確保	保育士養成施設新規卒業者の確保、保育士の就業継続支援(保育士確保施策)			実施主体:県(国間接補助)
	「保育士・保育所支援センター」の設置・運営(同上)			実施主体:県(国間接補助)
	再就職前研修の実施(同上)	×	研究中	実施主体:市(国・県間接補助)
	職員用宿舍借り上げ支援(同上)	×	研究中	実施主体:市(国・県間接補助)
	保育体制の強化(新・同上)	○		実施主体:市(国・県間接補助)
	認可外保育施設保育従事者の保育士資格取得支援(保育士の資格取得と継続雇用の支援)			実施主体:県(国間接補助)
	修学資金貸付(同上)			飯塚市単独事業実施予定
	幼稚園教諭免許を有する者の保育士資格取得支援(新・同上)			実施主体:県(国間接補助)
	保育所等従事者の保育士資格取得支援(新・同上)			実施主体:県(国間接補助)
	保育教諭確保のための幼稚園免許状を有する者の資格取得(新・同上)			実施主体:県(国間接補助)
保育士の処遇改善(保育士処遇改善)	○		実施主体:市(国・県間接補助)	
小規模保育 事業など新制度 の先取り	小規模保育所事業への運営費支援	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)
	グループ型小規模保育事業への運営費支援	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)
	幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援	○		実施主体:市(国・県間接補助)
	認定こども園事業(運営費支援)	○		実施主体:市(国・県間接補助)
	家庭的保育事業(同上)	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)
	利用者支援事業(同上)	○		実施主体:市(国・県間接補助)
認可を目指す 認可外保育 施設への支援	改修費、賃借料等(整備費支援)	×	申請があれば検討	実施主体:市(国・県間接補助)
	一定程度の基準を満たした施設への運営費支援(運営費支援)	×	申請があれば検討	実施主体:市(国・県間接補助)
	認可化移行可能性費用等(移行費支援)	×	申請があれば検討	実施主体:市(国・県間接補助)
	移転費用、仮設費用等(同上)	×	申請があれば検討	実施主体:市(国・県間接補助)
	認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援			実施主体:県(国間接補助)
事業所内保 育施設への 支援	助成要件を緩和	×	実施しない	実施主体:市(国・県間接補助)

国の待機児童解消の関する事業の飯塚市の導入状況

子育て安心プラン(平成29年6月策定)→新たに追加された市が行う事業を掲載

	事業内容	事業実施状況	備考
保育の受け皿の拡大	都市部における高騰した保育園の賃貸料への補助	×	実施主体:市(国・県間接補助)
	大規模マンションでの保育園の設置促進	×	実施主体:市(国・県間接補助)
	固定資産税減免の普及(事業所内保育事業に供する固定資産の減免)	○	実施主体:市(国・県間接補助)
	幼稚園における2歳児の受け入れや預かり保育の推進	○	実施主体:市(国・県間接補助)
	国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用	×	実施主体:市(国・県間接補助)
	家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保	×	実施主体:市(国・県間接補助)
保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」	保育士等の処遇改善・全ての職員を対象とした月額6千円程度の殊遇改善	実施予定	実施主体:市(国・県間接補助)
	キャリアアップの仕組みを構築し、経験年数7年以上で技能・経験を積んだ職員に対し月額4万円処遇改善	実施予定	実施主体:市(国・県間接補助)
	キャリアアップの仕組みを構築し、経験年数3年以上で技能・経験を積んだ職員に対し月額5千円処遇改善	実施予定	実施主体:市(国・県間接補助)
	保育現場における保育に関する計画・記録や保護者との連絡、登降園管理、勤務シフト作成等の業務のICT化を行うために必要な購入費用等の補助	○	実施主体:市(国・県間接補助) 実施主体:市(国・県間接補助)

管内(飯塚市・桂川町・嘉麻市)の社会福祉専門職の求人数調べ (ハローワーク飯塚)

28年度	求人件数	求人数	求職者	求職者のうち内保育士希望者
	155件	278人	198人	99人
29年	求人件数	求人数	求職者	内保育士希望者
	4月~7/27	27件	56人	87人

(H29.7.27調べ)

職種(保育士・社会福祉士・介護福祉士・ケアマネージャー・カウンセラー等)

➡上記職種を社会福祉専門職という。

平成28年度保育士平均勤続年数

施設区分	施設数	平均勤続年数	備考
公立保育所等	7	15.2年	
私立保育園	22	7.6年	

私立保育園:平成28年度処遇改善加算実績報告による。

公立保育所等は任期付き保育士、再任用保育士を含む正規職員

私立保育園は1日6時間以上、ひと月20日以上の常勤保育士(園長、副園長を含む)

潜在保育士への働きかけ

No.	潜在保育士に対する市の働きかけ	実施状況
1	ハローワーク求人登録	常時掲載（3ヵ月更新）
2	福岡県保育士就職支援センター 求人登録	毎年登録更新（1年更新）
3	福岡県筑豊労働者支援事務所 子育て女性就職支援センター 求人登録	登録中（条件変更時更新）
4	近畿大学九州短期大学・県立大学へ既卒者対象の求人掲載・同窓会への案内	毎年
5	近畿大学保育士登録制度登録者へ個別求人案内（郵送・電話）	23年登録者へ郵送、以降毎年必要に応じて電話勧誘、29年6月合同面談のお知らせ郵送
6	公立保育所臨時職員過去勤務者へ電話で求人案内	適時
7	勤務者より紹介を受けた方へ電話で求人案内	適時
8	公民館・市内スーパー等へ保育士募集のポスター・チラシ掲示	28年度実施（公民館・スーパー） 29年度実施予定（公民館）
9	庁舎内広告モニターを利用	常時放映（半年更新）
10	市HP・広報紙掲載	年1回掲載
11	保育士合同就職面談会開催	29年度開催（7月）
12	福岡県保育士登録者の情報提供依頼し個別に案内	29年度情報提供依頼中（県）
13	保育所入所相談窓口で有資格者へ案内	随時
14	ファミリーサポートの会員へ求人情報案内送付	28年度実施
15	市内小中学校の保護者あて保育士募集のチラシ配布	28年度実施
16	福祉のお仕事 HP求人登録	常時掲載（3ヵ月更新）
17	子育て支援員研修受講者へ求人情報の案内	28年度実施、29年度実施予定
18	子育てマイスター講習受講者へ求人情報の案内	28年度実施
19	街なか子育てひろば・支援センターへポスター掲示と利用者へ声かけ	随時
20	飯塚市公式SNSにて募集案内発信	29年7月21日より飯塚市運用開始 8月2日より発信

市内地域別年齢人口等調べ 平成29年4月1日現在

地区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
飯塚	686	690	670	685	733	670	4,134
穂波	216	260	247	229	227	272	1,451
筑穂	75	82	68	84	74	76	459
庄内	83	92	90	96	84	94	539
穎田	32	35	31	43	36	35	212
計	1,092	1,159	1,106	1,137	1,154	1,147	6,795

地区別保育所等定員数 平成29年4月1日現在(こども園については保育部の定員数を記載)

地区名	施設名	公・私立別	定員数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
飯塚	明星保育園	私立	200	20	30	36	38	38	38
	あじさい保育園	私立	160	15	25	30	30	30	30
	あさひ保育園	私立	120	18	20	20	20	21	21
	ひかる保育園	私立	110	10	20	20	20	20	20
	わかみず保育園	私立	120	17	20	20	21	21	21
	潤野保育園	私立	120	15	21	21	21	21	21
	横田保育園	私立	60	8	10	10	10	11	11
	鯨田保育園	私立	120	12	14	19	25	25	25
	飯塚東保育園	私立	120	15	20	20	20	22	23
	鎮西ひかる保育所	私立	60	6	10	11	11	11	11
	あいだつくしんぼ保育所	私立	120	13	13	22	22	25	25
	幸袋こども園(認定こども園)	私立	90	8	12	15	18	18	19
	愛宕幼稚園(認定こども園)	私立	100	4	18	18	20	20	20
穂波	菰田保育所	公立	220	30	30	40	40	40	40
	樂市保育所	公立	120	19	19	20	20	21	21
	平恒保育所	公立	60	7	8	10	11	12	12
	飯塚保育園	私立	80	10	12	13	15	15	15
	常楽寺保育園	私立	110	12	18	20	20	20	20
	つぼみ保育園	私立	70	8	10	12	13	13	14
	常葉保育園	私立	80	10	14	14	14	14	14
	ひばり保育園	私立	100	14	17	17	17	17	18
	なのはな保育園	私立	70	10	12	12	12	12	12
	つはらたんぼぼ保育園	私立	50	5	9	9	9	9	9
	枝国保育園	私立	90	10	16	16	16	16	16
了専寺白菊幼稚園(認定こども園)	私立	50	6	9	15	6	7	7	
筑穂	筑穂保育所	公立	160	14	14	23	36	36	37
	たけのこ保育園	私立	90	15	15	15	15	15	15
庄内	庄内こども園	公立	100	14	14	17	18	18	19
	庄内保育園	私立	60	6	9	11	11	11	12
	愛の光保育園	私立	90	8	12	16	18	18	18
顛田	顛田こども園	公立	120	10	14	21	25	25	25
合 計			3,220	369	485	563	592	602	609

・各年齢別の保育事業利用率（入所児童＋待機児童）

福祉文教委員会資料
平成29年8月8日提出

【平成29年7月1日現在】

公立保育所等名	児童	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		入所定数 在籍児童計	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数			
		入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数	入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数	入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数	入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数						
1 菰田保育所	入所定数	30	2	56.7%	30	1	136.7%	40	1	100.0%	40	0	102.5%	40	0	102.5%	220	4	101.4%
	在籍児童	15			40			39			41			43			219		
2 楽市保育所	入所定数	19	0	26.3%	19	0	94.7%	20	0	95.0%	20	0	80.0%	21	0	90.5%	120	0	82.5%
	在籍児童	5			18			19			16			19			99		
3 平恒保育所	入所定数	7	0	71.4%	8	1	137.5%	10	0	100.0%	11	0	90.9%	12	0	91.7%	60	1	100.0%
	在籍児童	5			10			10			10			11			59		
4 筑穂保育所	入所定数	14	0	64.3%	14	5	142.9%	23	1	78.3%	36	0	58.3%	36	0	52.8%	160	6	66.9%
	在籍児童	9			15			17			21			19			101		
5 庄内こども園	入所定数	14	0	64.3%	14	0	100.0%	17	0	111.8%	18	0	100.0%	18	0	105.6%	100	0	101.0%
	在籍児童	9			14			19			18			19			101		
6 顛田こども園	入所定数	10	0	90.0%	14	1	107.1%	21	0	104.8%	25	0	92.0%	25	0	80.0%	120	1	93.3%
	在籍児童	9			14			22			23			20			111		
計	入所定数	94	2	57.4%	99	8	120.2%	131	2	97.7%	150	0	86.0%	152	0	86.2%	780	12	90.0%
	在籍児童	52			111			126			129			131			690		

【平成29年7月1日現在】

私立保育所等名	児童	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		入所定数 在籍児童計	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数						
		入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数	入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数	入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数	入所定数	待機 児童数	在籍＋待機児童/ 入所定数									
1 明星保育園	入所定数	20	0	55.0%	30	1	106.7%	36	0	100.0%	38	0	89.5%	38	0	94.7%	38	0	97.4%	200	1	93.0%
	在籍児童	11			31			36			34			36			37			185		
2 あじさい保育園	入所定数	15	1	93.3%	25	0	148.0%	30	0	86.7%	30	0	110.0%	30	0	106.7%	30	0	96.7%	160	1	106.9%
	在籍児童	13			37			26			33			32			29			170		
3 あさひ保育園	入所定数	18	0	72.2%	20	0	145.0%	20	0	120.0%	20	1	160.0%	21	1	119.0%	21	0	104.8%	120	2	120.8%
	在籍児童	13			29			24			31			24			22			143		
4 ひかる保育園	入所定数	10	0	70.0%	20	0	95.0%	20	0	110.0%	20	0	90.0%	20	0	100.0%	20	0	110.0%	110	0	98.2%
	在籍児童	7			19			22			18			20			22			108		
5 わかみず保育園	入所定数	17	0	47.1%	20	0	100.0%	20	0	80.0%	21	0	123.8%	21	0	119.0%	21	0	95.2%	120	0	95.8%
	在籍児童	8			20			16			26			25			20			115		
6 潤野保育園	入所定数	15	1	93.3%	21	0	109.5%	21	0	104.8%	21	0	109.5%	21	0	119.0%	21	0	100.0%	120	1	106.7%
	在籍児童	13			23			22			23			25			21			127		
7 飯塚保育園	入所定数	10	1	90.0%	12	1	125.0%	13	1	146.2%	15	0	93.3%	15	0	113.3%	15	0	113.3%	80	3	113.8%
	在籍児童	8			14			18			14			17			17			88		
8 横田保育園	入所定数	8	0	87.5%	10	1	150.0%	10	0	130.0%	10	0	120.0%	11	0	90.9%	11	0	100.0%	60	1	113.3%
	在籍児童	7			14			13			12			10			11			67		
9 常楽寺保育園	入所定数	12	2	100.0%	18	3	127.8%	20	1	100.0%	20	0	105.0%	20	0	110.0%	20	0	120.0%	110	6	110.9%
	在籍児童	10			20			19			21			22			24			116		
10 つばみ保育園	入所定数	8	0	75.0%	10	1	180.0%	12	1	133.3%	13	0	153.8%	13	0	107.7%	14	0	85.7%	70	2	122.9%
	在籍児童	6			17			15			20			14			12			84		
11 常葉保育園	入所定数	10	0	70.0%	14	0	135.7%	14	0	107.1%	14	0	114.3%	14	0	92.9%	14	0	92.9%	80	0	103.8%
	在籍児童	7			19			15			16			13			13			83		
12 ひばり保育園	入所定数	14	1	64.3%	17	5	141.2%	17	1	111.8%	17	1	117.6%	17	0	117.6%	18	0	116.7%	100	8	113.0%
	在籍児童	8			19			18			19			20			21			105		
13 なのはな保育園	入所定数	10	0	70.0%	12	0	166.7%	12	1	133.3%	12	0	83.3%	12	0	91.7%	12	0	100.0%	70	1	108.6%
	在籍児童	7			20			15			10			11			12			75		
14 たけのこ保育園	入所定数	15	0	26.7%	15	1	46.7%	15	0	80.0%	15	0	113.3%	15	0	126.7%	15	0	113.3%	90	1	84.4%
	在籍児童	4			6			12			17			19			17			75		
15 庄内保育園	入所定数	6	0	100.0%	9	0	144.4%	11	1	118.2%	11	0	136.4%	11	0	90.9%	12	0	133.3%	60	1	121.7%
	在籍児童	6			13			12			15			10			16			72		
16 愛の光保育園	入所定数	8	0	87.5%	12	1	166.7%	16	0	112.5%	18	0	100.0%	18	0	105.6%	18	0	105.6%	90	1	112.2%
	在籍児童	7			19			18			18			19			19			100		
17 鯉田保育園	入所定数	12	0	50.0%	14	1	128.6%	19	0	84.2%	25	0	84.0%	25	0	108.0%	25	0	88.0%	120	1	91.7%
	在籍児童	6			17			16			21			27			22			109		
18 飯塚東保育園	入所定数	15	0	100.0%	20	0	130.0%	20	0	130.0%	20	0	145.0%	22	0	90.9%	23	0	113.0%	120	0	118.3%
	在籍児童	15			26			26			29			20			26			142		
19 つはらたんぼぼ 保育園	入所定数	5	0	100.0%	9	0	66.7%	9	0	55.6%	9	0	66.7%	9	0	111.1%	9	0	77.8%	50	0	78.0%
	在籍児童	5			6			5			6			10			7			39		
20 鎮西ひかる 保育園	入所定数	6	1	100.0%	10	0	130.0%	11	0	118.2%	11	0	127.3%	11	0	118.2%	11	0	100.0%	60	1	116.7%
	在籍児童	5			13			13			14			13			11			69		
21 枝国保育園	入所定数	10	1	80.0%	16	7	156.3%	16	3	143.8%	16	3	143.8%	16	0	100.0%	16	0	106.3%	90	14	124.4%
	在籍児童	7			18			20			20			16			17			98		
22 あいだつくしんぼ 保育園	入所定数	13	2	61.5%	13	2	100.0%	22	2	77.3%	22	1	81.8%	25	3	92.0%	25	1	92.0%	120	11	85.0%
	在籍児童	6			11			15			17			20			22			91		
23 愛宕幼稚園 保育部	入所定数	4	1	125.0%	18	1	105.6%	18	3	116.7%	20	0	95.0%	20	0	100.0%	20	0	100.0%	100	5	104.0%
	在籍児童	4			18			18			19			20			20			99		
24 幸袋こども園 保育部	入所定数	8	1	150.0%	12	1	116.7%	15	1	173.3%	18	0	127.8%	18	0	127.8%	19	0	126.3%	90	3	135.6%
	在籍児童	11			13			25			23			23			24			119		
25 了尊寺白菊幼稚園 保育部	入所定数	6	0	0.0%	9	0	66.7%	15	0	80.0%	6	0	33.3%	7	0	114.3%	7	0	42.9%	50	0	62.0%
	在籍児童	0			6			12			2			8			3			31		
計	入所定数	275	12	74.9%	386	26	122.8%	432	15	107.9%	442	6	109.5%	450	4	106.2%	455	1	102.4%	2440	64	105.5%
	在籍児童	194			448			451			478			474			465			2510		

- ・各園の現状と希望申込状況（子どもの年齢別・第3希望まで）
- ・待機児童の年齢別の数（希望保育所）の現在の状況

福祉文教委員会資料
平成29年8月8日提出

第1希望

【平成29年7月1日現在】

4/1年 齢	公立保育園				公立こども園		私立保育園																	私立こども園			合計						
	菰田保 育所	楽市保 育所	平恒保 育所	筑穂保 育所	庄内こ ども園	颯田こ ども園	明星保 育園	あじさ い保育 園	あさひ 保育園	ひかる 保育園	わかみ ず保育 園	潤野保 育園	飯塚保 育園	横田保 育園	常楽寺 保育園	つぼみ 保育園	常葉保 育園	ひばり 保育園	なのほ な保育 園	たけの こ保育 園	庄内保 育園	愛の光 保育園	鯉田保 育園	飯塚東 保育園	つはら たんぼ ぼ保育 園	鎮西ひ かる保 育園		枝国保 育園	あいだ つくし んぼ保 育園	認定こ ども園 幸袋こ ども園	認定こ ども園 愛宕幼 稚園	了専寺 白菊幼 稚園	
0	2						1				1	1		2			1									1	1	2	1	1			14
1	1		1	5		1	1					1	1	3	1		5			1		1	1				7	2	1	1		34	
2	1			1								1		1	1		1	1			1						3	2	1	3		17	
3								1									1										3	1				6	
4								1																				3				4	
5																												1				1	
計	4	0	1	6	0	1	1	1	2	0	0	1	3	1	6	2	0	8	1	1	1	1	1	0	0	1	14	11	3	5	0	76	

第2希望

4/1年 齢	公立保育園				公立こども園		私立保育園																	私立こども園			合計					
	菰田保 育所	楽市保 育所	平恒保 育所	筑穂保 育所	庄内こ ども園	颯田こ ども園	明星保 育園	あじさ い保育 園	あさひ 保育園	ひかる 保育園	わかみ ず保育 園	潤野保 育園	飯塚保 育園	横田保 育園	常楽寺 保育園	つぼみ 保育園	常葉保 育園	ひばり 保育園	なのほ な保育 園	たけの こ保育 園	庄内保 育園	愛の光 保育園	鯉田保 育園	飯塚東 保育園	つはら たんぼ ぼ保育 園	鎮西ひ かる保 育園		枝国保 育園	あいだ つくし んぼ保 育園	認定こ ども園 幸袋こ ども園	認定こ ども園 愛宕幼 稚園	了専寺 白菊幼 稚園
0	1						1		1			2	1		1	1										1	2	2				13
1	3	1		1			1	3		1		1	3	4	2	3	1	1	2	1			2				2				1	34
2	1				1		4		1				1	1	1		2	1	1									1	1			16
3									1		1		1		1		1						1									6
4							1		1													1				1						4
5									1																							1
計	5	1	0	1	1	0	5	5	0	6	0	2	3	6	5	4	4	5	2	3	1	0	4	0	0	1	5	3	1	0	1	74

第3希望

4/1年 齢	公立保育園				公立こども園		私立保育園																	私立こども園			合計					
	菰田保 育所	楽市保 育所	平恒保 育所	筑穂保 育所	庄内こ ども園	颯田こ ども園	明星保 育園	あじさ い保育 園	あさひ 保育園	ひかる 保育園	わかみ ず保育 園	潤野保 育園	飯塚保 育園	横田保 育園	常楽寺 保育園	つぼみ 保育園	常葉保 育園	ひばり 保育園	なのほ な保育 園	たけの こ保育 園	庄内保 育園	愛の光 保育園	鯉田保 育園	飯塚東 保育園	つはら たんぼ ぼ保育 園	鎮西ひ かる保 育園		枝国保 育園	あいだ つくし んぼ保 育園	認定こ ども園 幸袋こ ども園	認定こ ども園 愛宕幼 稚園	了専寺 白菊幼 稚園
0		2					2	1		3			1	1	1													1				12
1	3	4		3	1		1	4				4	1	1	1			2		1		1		1		1	2				1	32
2		1					1	1					1	1	1			1				1	1	1		1	1				1	13
3								2				2															1		1			6
4								2		1																			1			4
5								1																								1
計	3	7	0	3	1	0	4	11	0	4	0	6	3	3	3	0	0	3	0	1	0	2	1	2	0	2	4	1	2	0	2	68

保育所、認定こども園定員及び入所状況・保育士定数及び配置状況調べ

福祉文教委員会資料
平成29年8月8日提出

- ①利用定員 受入児童定数
- ⑥利用定員保育士定数 受入児童定数を満たすために必要な保育士数
- ⑦入所児童数比保育士必要数 現在受け入れている児童を保育するために必要な保育士数
- ⑩現有保育士計 現在受け入れている児童を保育している保育士数
- ⑪利用定員比保育士充足数 現有保育士－利用定員比保育士数
- ⑫入所児童数比保育士充足数 現有保育士－入所児童比保育士必要数

	乳児は概ね3人につき保育士1人以上
【保育士数基準】	満1歳以上満3歳に満たない幼児概ね6人につき保育士1人以上
保育所運営委基準より	満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき保育士1人以上
	満4歳以上の幼児概ね30人につき保育士1人以上

市基準(国基準との相違点)

- ⇒ 1歳・2歳 各クラスごとに算出
- ⇒ 幼児概ね15人につき保育士1人以上
- ⇒ 4歳・5歳 各クラスごとに算出

【公立保育所】

【平成29年7月1日現在】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	その他	合計
1	菰田保育所	220	①利用定員	30	30	40	40	40	40	220		
			②市内児童入所数	15	40	39	40	43	41	218		
			③広域児童入所数	0	0	0	1	0	0	1		
			※入所児童計(市内+広域)	15	40	39	41	43	41	219		
			④7月1日以降入所予定兄弟児数	10	0	0	0	0	0	10		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	25	40	39	41	43	41	229		
			⑤利用定員保育士定数	10	5	7	3	2	2	29		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	5	7	7	3	2	2	26		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	9	7	7	3	2	2	30		
			⑧現有保育士(正職員)	2	4	4	2	2	2	16	2	18
			⑨現有保育士(臨時職員)	3	4	3	2	0	0	12	11	23
			⑩現有保育士数計	5	8	7	4	2	2	28	13	41
			⑪利用定員比保育士充足数	-5	+3	±0	+1	±0	±0	-1		
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	+1	±0	+1	±0	±0	+2					
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-4	+1	±0	+1	±0	±0	-2					
2	楽市保育所	120	①利用定員	19	19	20	20	21	21	120		
			②市内児童入所数	5	18	19	16	19	22	99		
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	5	18	19	16	19	22	99		
			④7月1日以降入所予定兄弟児数	6	0	0	0	0	0	6		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	11	18	19	16	19	22	105		
			⑤利用定員保育士定数	7	4	4	2	1	1	19		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	3	4	2	1	1	13		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	3	4	2	1	1	15		
			⑧現有保育士(正職員)	2	2	2	1	1	1	9	3	12
			⑨現有保育士(臨時職員)	0	1	2	1	0	0	4	4	8
			⑩現有保育士数計	2	3	4	2	1	1	13	7	20
			⑪利用定員比保育士充足数	-5	-1	±0	±0	±0	±0	-6		
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0					
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-2	±0	±0	±0	±0	±0	-2					
3	平恒保育所	60	①利用定員	7	8	10	11	12	12	60		
			②市内児童入所数	5	10	10	10	11	13	59		
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	5	10	10	10	11	13	59		
			④7月1日以降入所予定兄弟児数	1	0	0	0	0	0	1		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	6	10	10	10	11	13	60		
			⑤利用定員保育士定数	3	2	2	1	1	1	10		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	2	2	1	1	1	9		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	2	2	1	1	1	9		
			⑧現有保育士(正職員)	1	1	1	1	1	1	6	2	8
			⑨現有保育士(臨時職員)	2	1	1	0	0	0	4	2	6
			⑩現有保育士数計	3	2	2	1	1	1	10	4	14
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0		
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	+1	±0	±0	±0	±0	±0	+1					
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	+1	±0	±0	±0	±0	±0	+1					
4	筑穂保育所	160	①利用定員	14	14	23	36	36	37	160		
			②市内児童入所数	9	15	17	21	19	20	101		
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	9	15	17	21	19	20	101		
			④7月1日以降入所予定兄弟児数	2	0	0	0	0	0	2		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	11	15	17	21	19	20	103		
			⑤利用定員保育士定数	5	3	4	3	2	2	19		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	3	3	2	1	1	13		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	3	3	2	1	1	14		
			⑧現有保育士(正職員)	2	1	1	1	1	1	7	5	12
			⑨現有保育士(臨時職員)	1	2	2	1	0	0	6	5	11
			⑩現有保育士数計	3	3	3	2	1	1	13	10	23
			⑪利用定員比保育士充足数	-2	±0	-1	-1	-1	-1	-6		
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0					
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0	±0	±0	±0	±0	-1					

【公立認定こども園】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	その他	合計
1	庄内こども園	100	①利用定員 A	14	14	17	18	18	19	100		
			②市内児童入所数 B	9	14	19	18	19	22	101		
			③広域児童入所数 C	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	9	14	19	18	19	22	101		
			④7月1日以降入所予定兄弟児数	1	0	0	0	0	0	1		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	10	14	19	18	19	22	102		
			⑤利用定員保育士定数	5	3	3	2	1	1	15		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	3	4	2	1	1	14		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	3	4	2	1	1	15		
			⑧現有保育士(正職員)	1	1	1	1	1	1	6	7	13
			⑨現有保育士(臨時職員)	2	2	3	1	0	0	8	2	10
			⑩現有保育士数計	3	3	4	2	1	1	14	9	23
			⑪利用定員比保育士充足数	-2	±0	+1	±0	±0	±0	-1		
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0					
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0	±0	±0	±0	±0	-1					
2	頼田こども園	120	①利用定員 A	10	14	21	25	25	25	120		
			②市内児童入所数 B	9	14	22	23	20	23	111		
			③広域児童入所数 C	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	9	14	22	23	20	23	111		
			④7月1日以降入所予定兄弟児数	3	0	0	0	0	0	3		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	12	14	22	23	20	23	114		
			⑤利用定員保育士定数	4	3	4	2	1	1	15		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	3	4	2	1	1	14		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	3	4	2	1	1	15		
			⑧現有保育士(正職員)	1	1	2	1	1	1	7	5	12
			⑨現有保育士(臨時職員)	2	2	2	1	0	0	7	6	13
			⑩現有保育士数計	3	3	4	2	1	1	14	11	25
			⑪利用定員比保育士充足数	-1	±0	±0	±0	±0	±0	-1		
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0					
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0	±0	±0	±0	±0	-1					

*こども園の3・4・5歳児は2号認定児童(保育所児童のみ)

- ①利用定員 各施設の受入児童定数
- ⑥利用定員保育士定数 受入児童定数を満たすために必要な保育士数
- ⑦入所児童数比保育士必要数 現在受け入れている児童を保育するために必要な保育士数
- ⑩現有保育士計 現在受け入れている児童を保育している保育士数
- ⑪利用定員比保育士充足数 現有保育士－利用定員比保育士数
- ⑫入所児童数比保育士充足数 現有保育士－入所児童数比保育士必要数

乳児は概ね3人につき保育士1人以上
 【保育士数基準】保育所運営 満1歳以上満3歳に満たない幼児概ね6人につき保育士1人以上
 満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき保育士1人以上
 満4歳以上の幼児概ね30人につき保育士1人以上

【私立保育園(所)】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	その他	計		
1	明星保育園	200	①利用定員	20	30	36	38	38	38	0	200		
			②市内児童入所数	11	31	36	34	36	37	0	185		
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	11	31	36	34	36	37	0	185		
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	12	1	0	0	0	0	0	0	13	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	23	32	36	34	36	37	0	198		
			⑤利用定員保育士定数	7	11		2	3		0	23		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	4	12		2	3		0	21		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	8	12		2	3		0	25		
			⑧現有保育士(常勤)	5	11		2	3		2	23		
			⑨現有保育士(非常勤)	1	1		0	0		0	2		
			⑩現有保育士数計	6	12		2	3		2	25		
			⑪利用定員比保育士充足数	-1	+1		±0	±0		±0	+2	⑩計-⑤計	
			⑫入所児童数比必要保育士充足数(入所)	+2	±0		±0	±0		±0	+4	⑩計-⑥計	
⑬入所児童数比必要保育士充足数(兄弟含)	-2	±0		±0	±0		±0	±0	⑩計-⑦計				
2	あじさい保育園	160	①利用定員	15	25	30	30	30	30	0	160		
			②市内児童入所数	13	36	25	33	31	29	0	167		
			③広域児童入所数	0	1	1	0	1	0	0	3		
			※入所児童計(市内+広域)	13	37	26	33	32	29	0	170		
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	13	37	26	33	32	29	0	170		
			⑤利用定員保育士定数	5	10		2	2		0	19		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	5	11		2	3		0	21		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	5	11		2	3		0	21		
			⑧現有保育士(常勤)	6	13		2	2		1	24		
			⑨現有保育士(非常勤)	0	1		2	0		0	3		
			⑩現有保育士数計	6	14		4	2		1	27		
			⑪利用定員比保育士充足数	+1	+4		+2	±0		±0	+8	⑩計-⑤計	
			⑫入所児童数比必要保育士充足数(入所)	+1	+3		+2	-1		±0	+6	⑩計-⑥計	
⑬入所児童数比必要保育士充足数(兄弟含)	+1	+3		+2	-1		±0	+6	⑩計-⑦計				
3	あさひ保育園	60	①利用定員	18	20	20	20	21	21	0	120		
			②市内児童入所数	13	29	24	31	24	22	0	143		
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	13	29	24	31	24	22	0	143		
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	12	0	1	0	0	0	0	13		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	25	29	25	31	24	22	0	156		
			⑤利用定員保育士定数	6	7		1	2		0	16		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	5	9		2	2		0	18		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	9	9		2	2		0	22		
			⑧現有保育士(常勤)	4	8		4	2		2	20		
			⑨現有保育士(非常勤)	2	2		0	0		0	4		
			⑩現有保育士数計	6	10		4	2		2	24		
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+3		+3	±0		±0	+8	⑩計-⑤計	
			⑫入所児童数比必要保育士充足数(入所)	+1	+1		+2	±0		±0	+6	⑩計-⑥計	
⑬入所児童数比必要保育士充足数(兄弟含)	-3	+1		+2	±0		±0	+2	⑩計-⑦計				
4	ひかる保育園	160	①利用定員	10	20	20	20	20	20	0	110		
			②市内児童入所数	7	19	22	18	20	22	0	108		
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域)	7	19	22	18	20	22	0	108		
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0		
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	7	19	22	18	20	22	0	108		
			⑤利用定員保育士定数	4	7		1	2		0	14		
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	7		1	2		0	13		
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	3	7		1	2		0	13		
			⑧現有保育士(常勤)	2	7		2	3		0	14		
			⑨現有保育士(非常勤)	2	2		0	0		0	4		
			⑩現有保育士数計	4	9		2	3		0	18		
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+2		+1	+1		±0	+4	⑩計-⑤計	
			⑫入所児童数比必要保育士充足数(入所)	+1	+2		+1	+1		±0	+5	⑩計-⑥計	
⑬入所児童数比必要保育士充足数(兄弟含)	+1	+2		+1	+1		±0	+5	⑩計-⑦計				

【私立保育園(所)】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	その他	計	
5	わかみず保育園	120	①利用定員	17	20	20	21	21	21	0	120	
			②市内児童入所数	7	19	16	25	24	20	0	111	
			③広域児童入所数	1	1	0	1	1	0	0	4	
			※入所児童計(市内+広域)	8	20	16	26	25	20	0	115	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	8	20	16	26	25	20	0	115	
			⑤利用定員保育士定数	6	7		2	2		0	17	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	6		2	2		0	13	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	3	6		2	2		0	13	
			⑧現有保育士(常勤)	3	6		2	3		2	16	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	3	6		2	3		2	16	
			⑪利用定員比保育士充足数	-3	-1		±0	+1		±0	-1	⑩計-⑤計
			⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		±0	+1		±0	+3	⑩計-⑥計
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	±0		±0	+1		±0	+3	⑩計-⑦計			
6	潤野保育園	120	①利用定員	15	21	21	21	21	21	0	120	
			②市内児童入所数	13	23	22	23	25	21	0	127	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	13	23	22	23	25	21	0	127	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	13	23	22	23	25	21	0	127	
			⑤利用定員保育士定数	5	7		2	2		0	16	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	5	8		2	2		0	17	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	5	8		2	2		0	17	
			⑧現有保育士(常勤)	5	5		2	4		3	19	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	3		0	0		1	4	
			⑩現有保育士数計	5	8		2	4		4	23	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+1		±0	+2		±0	+7	⑩計-⑤計
			⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		±0	+2		±0	+6	⑩計-⑥計
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	±0		±0	+2		±0	+6	⑩計-⑦計			
7	飯塚保育園	80	①利用定員	10	12	13	15	15	15	0	80	
			②市内児童入所数	8	14	18	14	17	17	0	88	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	8	14	18	14	17	17	0	88	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	4	0	0	0	0	0	0	4	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	12	14	18	14	17	17	0	92	
			⑤利用定員保育士定数	4	5		1	1		0	11	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	6		1	2		0	12	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	6		1	2		0	13	
			⑧現有保育士(常勤)	4	6		2	2		2	16	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	4	6		2	2		2	16	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+1		+1	+1		±0	+5	⑩計-⑤計
			⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	+1	±0		+1	±0		±0	+4	⑩計-⑥計
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	±0		+1	±0		±0	+3	⑩計-⑦計			
8	横田保育園	60	①利用定員	8	10	10	10	11	11	0	60	
			②市内児童入所数	7	14	13	12	10	11	0	67	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	7	14	13	12	10	11	0	67	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	7	14	13	12	10	11	0	67	
			⑤利用定員保育士定数	3	4		1	1		0	9	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	5		1	1		0	10	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	3	5		1	1		0	10	
			⑧現有保育士(常勤)	3	6		2	2		3	16	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	3	6		2	2		3	16	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+2		+1	+1		±0	+7	⑩計-⑤計
			⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	+1		+1	+1		±0	+6	⑩計-⑥計
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	+1		+1	+1		±0	+6	⑩計-⑦計			
9	常楽寺保育園	110	①利用定員	12	18	20	20	20	20	0	110	
			②市内児童入所数	10	19	19	20	22	24	0	114	
			③広域児童入所数	0	1	0	1	0	0	0	2	
			※入所児童計(市内+広域)	10	20	19	21	22	24	0	116	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	10	20	19	21	22	24	0	116	
			⑤利用定員保育士定数	4	7		1	2		0	14	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	4	7		2	2		0	15	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	7		2	2		0	15	
			⑧現有保育士(常勤)	4	7		2	2		2	17	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	2		0	0		0	2	
			⑩現有保育士数計	4	9		2	2		2	19	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+2		+1	±0		±0	+5	⑩計-⑤計
			⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	+2		±0	±0		±0	+4	⑩計-⑥計
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	+2		±0	±0		±0	+4	⑩計-⑦計			

【私立保育園(所)】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	その他	計	
10	づぼみ保育園	70	①利用定員	8	10	12	13	13	14	0	70	
			②市内児童入所数	6	17	15	18	13	11	0	80	
			③広域児童入所数	0	0	0	2	1	1	0	4	
			※入所児童計(市内+広域)	6	17	15	20	14	12	0	84	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	6	17	15	20	14	12	0	84	
			⑤利用定員保育士定数	3	4		1	1		0	9	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	6		1	1		0	10	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	6		1	1		0	10	
			⑧現有保育士(常勤)	1	5		2	1		3	12	
			⑨現有保育士(非常勤)	3	5		1	1		0	10	
			⑩現有保育士数計	4	10		3	2		3	22	
			⑪利用定員比保育士充足数	+1	+6		+2	+1		±0	+13	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	+2	+4		+2	+1		±0	+12	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	+2	+4		+2	+1		±0	+12	⑩計-⑦計			
11	常葉保育園	80	①利用定員	10	14	14	14	14	14	0	80	
			②市内児童入所数	7	18	14	14	13	13	0	79	
			③広域児童入所数	0	1	1	2	0	0	0	4	
			※入所児童計(市内+広域)	7	19	15	16	13	13	0	83	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	7	19	15	16	13	13	0	83	
			⑤利用定員保育士定数	4	5		1	1		0	11	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	6		1	1		0	11	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	3	6		1	1		0	11	
			⑧現有保育士(常勤)	2	6		1	2		3	14	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	2	6		1	2		3	14	
			⑪利用定員比保育士充足数	-2	+1		±0	+1		±0	+3	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	-1	±0		±0	+1		±0	+3	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0		±0	+1		±0	+3	⑩計-⑦計			
12	ひばり保育園	100	①利用定員	14	17	17	17	17	18	0	100	
			②市内児童入所数	8	19	18	19	20	21	0	105	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	8	19	18	19	20	21	0	105	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	3	0	0	0	0	0	0	3	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	11	19	18	19	20	21	0	108	
			⑤利用定員保育士定数	5	6		1	2		0	14	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	7		1	2		0	13	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	7		1	2		0	14	
			⑧現有保育士(常勤)	2	7		2	2		3	16	
			⑨現有保育士(非常勤)	1	0		0	1		1	3	
			⑩現有保育士数計	3	7		2	3		4	19	
			⑪利用定員比保育士充足数	-2	+1		+1	+1		±0	+5	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		+1	+1		±0	+6	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0		+1	+1		±0	+5	⑩計-⑦計			
13	なのはな保育園	70	①利用定員	10	12	12	12	12	12	0	70	
			②市内児童入所数	7	20	15	9	11	12	0	74	
			③広域児童入所数	0	0	0	1	0	0	0	1	
			※入所児童計(市内+広域)	7	20	15	10	11	12	0	75	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	7	20	15	10	11	12	0	75	
			⑤利用定員保育士定数	4	4		1	1		0	10	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	6		1	1		0	11	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	3	6		1	1		0	11	
			⑧現有保育士(常勤)	2	6		1	1		1	11	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	2	6		1	1		1	11	
			⑪利用定員比保育士充足数	-2	+2		±0	±0		±0	+1	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	-1	±0		±0	±0		±0	±0	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0		±0	±0		±0	±0	⑩計-⑦計			
14	たけのこ保育園	90	①利用定員	15	15	15	15	15	15	0	90	
			②市内児童入所数	4	6	12	17	19	16	0	74	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	1	0	1	
			※入所児童計(市内+広域)	4	6	12	17	19	17	0	75	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	4	6	12	17	19	17	0	75	
			⑤利用定員保育士定数	5	5		1	1		0	12	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	3		1	2		0	8	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	3		1	2		0	8	
			⑧現有保育士(常勤)	1	3		1	1		2	8	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	1	3		1	1		2	8	
			⑪利用定員比保育士充足数	-4	-2		±0	±0		±0	-4	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	-1	±0		±0	-1		±0	±0	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0		±0	-1		±0	±0	⑩計-⑦計			

【私立保育園(所)】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	その他	計	
15	庄内保育園	60	①利用定員	6	9	11	11	11	12	0	60	
			②市内児童入所数	6	13	12	15	10	16	0	72	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	6	13	12	15	10	16	0	72	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	6	13	12	15	10	16	0	72	
			⑤利用定員保育士定数	2	4		1	1		0	8	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	5		1	1		0	9	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	5		1	1		0	9	
			⑧現有保育士(常勤)	2	4		1	2		3	12	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	2	4		1	2		3	12	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	±0		±0	+1		±0	+4	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	-1		±0	+1		±0	+3	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	-1		±0	+1		±0	+3	⑩計-⑦計			
16	愛の光保育園	90	①利用定員	8	12	16	18	18	18	0	90	
			②市内児童入所数	7	18	18	17	18	18	0	96	
			③広域児童入所数	0	1	0	1	1	1	0	4	
			※入所児童計(市内+広域)	7	19	18	18	19	19	0	100	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	7	19	18	18	19	19	0	100	
			⑤利用定員保育士定数	3	5		1	2		0	11	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	7		1	2		0	13	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	3	7		1	2		0	13	
			⑧現有保育士(常勤)	3	6		2	2		2	15	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	1		0	0		0	1	
			⑩現有保育士数計	3	7		2	2		2	16	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+2		+1	±0		±0	+5	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		+1	±0		±0	+3	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	±0		+1	±0		±0	+3	⑩計-⑦計			
17	鯉田保育園	120	①利用定員	12	14	19	25	25	25	0	120	
			②市内児童入所数	6	17	16	20	27	21	0	107	
			③広域児童入所数	0	0	0	1	0	1	0	2	
			※入所児童計(市内+広域)	6	17	16	21	27	22	0	109	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	6	17	16	21	27	22	0	109	
			⑤利用定員保育士定数	4	6		2	2		0	14	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	6		2	2		0	12	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	6		2	2		0	12	
			⑧現有保育士(常勤)	2	6		1	2		1	12	
			⑨現有保育士(非常勤)	1	5		2	0		0	8	
			⑩現有保育士数計	3	11		3	2		1	20	
			⑪利用定員比保育士充足数	-1	+5		+1	±0		±0	+6	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	+1	+5		+1	±0		±0	+8	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	+1	+5		+1	±0		±0	+8	⑩計-⑦計			
18	飯塚東保育園	120	①利用定員	15	20	20	20	22	23	0	120	
			②市内児童入所数	15	25	25	29	20	26	0	140	
			③広域児童入所数	0	1	1	0	0	0	0	2	
			※入所児童計(市内+広域)	15	26	26	29	20	26	0	142	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	3	0	0	0	0	0	0	3	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	18	26	26	29	20	26	0	145	
			⑤利用定員保育士定数	5	7		1	2		0	15	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	5	9		2	2		0	18	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	6	9		2	2		0	19	
			⑧現有保育士(常勤)	5	6		3	2		2	18	
			⑨現有保育士(非常勤)	2	3		0	0		1	6	
			⑩現有保育士数計	7	9		3	2		3	24	
			⑪利用定員比保育士充足数	+2	+2		+2	±0		±0	+9	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	+2	±0		+1	±0		±0	+6	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	+1	±0		+1	±0		±0	+5	⑩計-⑦計			
19	つはらたんぼ保育園	50	①利用定員	5	9	9	9	9	9	0	50	
			②市内児童入所数	5	6	5	6	10	7	0	39	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	5	6	5	6	10	7	0	39	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	5	6	5	6	10	7	0	39	
			⑤利用定員保育士定数	2	3		1	1		0	7	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	2		1	1		0	6	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	2		1	1		0	6	
			⑧現有保育士(常勤)	2	2		1	1		1	7	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	0		0	0		0	0	
			⑩現有保育士数計	2	2		1	1		1	7	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	-1		±0	±0		±0	±0	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		±0	±0		±0	+1	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	±0		±0	±0		±0	+1	⑩計-⑦計			

【私立保育園(所)】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	その他	計	
20	鎮西ひかる保育所	60	①利用定員	6	10	11	11	11	11	0	60	
			②市内児童入所数	5	13	13	14	13	11	0	69	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	5	13	13	14	13	11	0	69	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	5	13	13	14	13	11	0	69	
			⑤利用定員保育士定数	2	4		1	1		0	8	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	5		1	1		0	9	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	5		1	1		0	9	
			⑧現有保育士(常勤)	2	4		1	2		1	10	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	1		1	0		0	2	
			⑩現有保育士数計	2	5		2	2		1	12	
			⑪利用定員比保育士充足数	±0	+1		+1	+1		±0	+4	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		+1	+1		±0	+3	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	±0	±0		+1	+1		±0	+3	⑩計-⑦計			
21	枝国保育所	90	①利用定員	10	16	16	16	16	16	0	90	
			②市内児童入所数	7	18	20	20	15	17	0	97	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	1	0	0	1	
			※入所児童計(市内+広域)	7	18	20	20	16	17	0	98	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	3	0	0	0	0	0	0	3	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	10	18	20	20	16	17	0	101	
			⑤利用定員保育士定数	4	6		1	2		0	13	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	3	7		1	2		0	13	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	4	7		1	2		0	14	
			⑧現有保育士(常勤)	3	6		1	2		3	15	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	1		1	0		0	2	
			⑩現有保育士数計	3	7		2	2		3	17	
			⑪利用定員比保育士充足数	-1	+1		+1	±0		±0	+4	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		+1	±0		±0	+4	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0		+1	±0		±0	+3	⑩計-⑦計			
22	あいだつくしんぼ保育所	120	①利用定員	13	13	22	22	25	25	0	120	
			②市内児童入所数	6	11	15	17	20	22	0	91	
			③広域児童入所数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域)	6	11	15	17	20	22	0	91	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	6	11	15	17	20	22	0	91	
			⑤利用定員保育士定数	5	6		2	2		0	15	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	5		1	2		0	10	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	5		1	2		0	10	
			⑧現有保育士(常勤)	1	4		1	2		2	10	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	2		0	0		0	2	
			⑩現有保育士数計	1	6		1	2		2	12	
			⑪利用定員比保育士充足数	-4	±0		-1	±0		±0	-3	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	-1	+1		±0	±0		±0	+2	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	+1		±0	±0		±0	+2	⑩計-⑦計			

【私立認定こども園】

番号	施設名	定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	その他	計	
1	幸袋こども園	150	①利用定員	8	12	15	33	38	44	0	150	
			②市内児童入所数	11	13	23	37	36	48	0	168	
			③広域児童入所数	0	0	2	0	0	0	0	2	
			※入所児童計(市内+広域)	11	13	25	37	36	48	0	170	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	5	0	0	0	0	0	0	5	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	16	13	25	37	36	48	0	175	
			⑤利用定員保育士定数	3	5		2	3		0	13	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	4	7		2	3		0	16	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	6	7		2	3		0	18	
			⑧現有保育士(常勤)	4	6		4	8		0	22	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	2		0	0		0	2	
			⑩現有保育士数計	4	8		4	8		0	24	
			⑪利用定員比保育士充足数	+1	+3		+2	+5		±0	+11	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	+1		+2	+5		±0	+8	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-2	+1		+2	+5		±0	+6	⑩計-⑦計			
2	愛宕幼稚園	100	①利用定員	4	18	18	100	100	100	0	340	
			②市内児童入所数	4	18	24	82	85	73	0	286	
			③広域児童入所数	0	0	1	4	2	2	0	9	
			※入所児童計(市内+広域)	4	18	25	86	87	75	0	295	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	0	0	0	0	0	0	0	0	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	4	18	25	86	87	75	0	295	
			⑤利用定員保育士定数	2	6		5	7		0	20	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	2	8		5	6		0	21	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	2	8		5	6		0	21	
			⑧現有保育士(常勤)	3	8		4	7		0	22	
			⑨現有保育士(非常勤)	1	3		2	0		0	6	
			⑩現有保育士数計	4	11		6	7		0	28	
			⑪利用定員比保育士充足数	+2	+5		+1	±0		±0	+8	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	+2	+3		+1	+1		±0	+7	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	+2	+3		+1	+1		±0	+7	⑩計-⑦計			
3	了専寺白菊幼稚園	50	①利用定員	6	9	15	67	54	54	0	205	
			②市内児童入所数	0	6	16	50	53	54	0	179	
			③広域児童入所数	0	0	1	2	0	0	0	3	
			※入所児童計(市内+広域)	0	6	17	52	53	54	0	182	
			④7月2日以降入所予定兄弟児数	3	0	0	0	0	0	0	3	
			※入所児童計(市内+広域+兄弟)	3	6	17	52	53	54	0	185	
			⑤利用定員保育士定数	2	4		4	4		0	14	
			⑥入所児童数比保育士必要数(入所)	0	4		3	4		0	11	
			⑦入所児童数比保育士必要数(兄弟含)	1	4		3	4		0	12	
			⑧現有保育士(常勤)	0	3		3	4		0	10	
			⑨現有保育士(非常勤)	0	1		1	0		0	2	
			⑩現有保育士数計	0	4		4	4		0	12	
			⑪利用定員比保育士充足数	-2	±0		±0	±0		±0	-2	⑩計-⑤計
⑫入所児童比必要保育士充足数(入所)	±0	±0		+1	±0		±0	+1	⑩計-⑥計			
⑬入所児童比必要保育士充足数(兄弟含)	-1	±0		+1	±0		±0	±0	⑩計-⑦計			

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

1 策定趣旨

介護保険制度に適切に対応し、すべての高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

2 計画期間 平成 30 年度～平成 32 年度

3 策定の方法

- (1) 高齢者実態調査を実施し、高齢者の実態と課題把握に努め、計画策定の基礎資料とします。
- (2) 介護保険給付実績分析、基礎データ収集整理及び課題分析を行います。
- (3) 高齢者実態調査や介護保険給付実績の分析、基礎データの収集や課題分析、国の制度見直しを踏まえ、飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画検討諮問・答申を受けて、計画を策定します。

4 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール・・・別紙のとおり

5 高齢者実態調査について

本調査については、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基礎資料の作成と一般介護予防事業評価事業対象者把握をあわせて行い、高齢者を対象に心身の状況や日常生活の状況、高齢者福祉や介護保険への要望等を把握することを目的に実施するものです。

- (1) 調査期間 平成 29 年 4 月～6 月まで
- (2) 調査票 調査対象者及び調査数 総数 3,800 件
 - ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 2,100 件
(要介護認定を受けていない高齢者【65 歳以上】)
 - ②在宅介護実態調査 1,700 件 (うち 600 件聞取調査)
(在宅で生活をしている要介護(要支援)認定者で、施設入所者は除く)
- (3) 調査の内容
心身の状況や介護等に関するアンケート形式による調査
- (4) 抽出方法
 - ①日常生活圏域別(飯塚市内の 12 圏域)の無作為抽出
 - ②調査期間中の要介護(要支援)認定更新申請者で在宅の者
- (5) 調査方法
郵送による調査(3,200 件)及び訪問による聞取調査(600 件) 合計 3,800 件

(6) 調査票回収状況

調査種別	調査方法	調査数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送	2,100 件	1,506 件	71.71%
在宅介護実態調査		1,100 件	700 件	63.64%
		訪問	600 件	470 件
合 計		3,800 件	2,676 件	70.42%

※参考：前回調査（平成 26 年 4 月～6 月実施）回収状況

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・調査数 2,100 件 回収数 1,366 件 回収率 65.05%
- ②在宅介護実態調査(全て郵送調査) ・調査数 1,700 件 回収数 1,007 件 回収率 59.24%
- 合 計 ・調査数 3,800 件 回収数 2,373 件 回収率 62.45%

第7期（平成30～32年度）飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール

項目	平成28年				平成29年												平成30年				
	9月	10月	11月	12月※	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
ニーズ調査 (実態調査)	ニーズ調査票の検討・作成																				
	ニーズ調査実施																				
	データ入力・集計																				
	分析・報告書作成																				
	報告書印刷製本																				
計画策定	現状分析																				
	推計①(人口推計等)																				
	推計②(事業量推計・保険料推計)																				
	計画骨子案の作成・修正																				
	計画原案の作成・修正																				
	計画書作成(最終調整)																				
	概要版作成																				
	印刷製本																				
意見公募 手続き	実施準備(事前広報等)																				
	実施																				
	結果集約・回答作成																				
会議	議 会							A	B												
	内部協議報告関係																				
	高齢社会対策推進協議会(本協議会)							0	1	2	3	4					5	6	7	8	
	専門委員会(高齢社会対策推進協議会)														①	②	③	④	⑤		⑥
県協議	施設整備量調査照会・回答																				
	ワークシートの提出期限																				
	市町村ヒアリング																				
	県高齢者保健福祉計画の公表																				
その他	コンサル委託業者選定																				

議会関係

区分	期日	内 容
A	3月中旬	(厚生委員会)実態調査及び事業計画策定の概要説明
B	3月中旬	(予算委員会)実態調査及び事業計画策定に係る予算説明
C	9月下旬	(福祉文教委員会)実態調査結果報告、議会報告書送付
D	12月中旬	(福祉文教委員会)市民意見募集報告
E	3月上旬	(議会)上程案件等の説明
F	3月中旬	(福祉文教委員会)第7期事業計画報告

内部協議報告関係

内 容
(適宜審議・報告)

高齢社会対策推進協議会関係

区分	期日	内 容
0	2月中旬	今後のスケジュール説明
1	3月中旬	実態調査説明
2	4月下旬	事業計画諮問
3	6月下旬	法改正説明・専門委員会設置提案
4	8月下旬	高齢者実態調査報告・骨子案の提案
5	11月中旬	計画の検討・意見公募手続き概要説明
6	12月中旬	計画の審議・意見提案
7	1月中旬	事業計画の審議(まとめ)
8	2月中旬	計画案の答申

専門委員会関係

区分	期日	内 容
①	9月下旬	計画原案の提案・検討
②	10月上旬	計画原案の提案・検討
③	10月下旬	計画原案の提案・検討
④	11月上旬	計画原案の提案・検討
⑤	11月下旬	計画原案の提案・検討
⑥	1月中旬	計画原案の提案・検討

※ 意見募集

29年12月上旬～30年1月上旬

※平成28年12月に議会で債務負担行為提案を行う。

「飯塚小学生議会 2017」実施要領

1 目的

飯塚市立 20 小学校の児童会の連携により、居住地である飯塚市の未来について考え、我がまち飯塚の構成員として主体的に地域の課題解決に係わることを通して、将来の主権者として求められる力を養成するとともに、市内小学生の健全な発達に資する。

2 主催

飯塚市小学校校長会

3 共催

飯塚市教育委員会

4 主管

飯塚小学生議会 2017 実行委員会

実行委員長 立山 俊治校長 (片島小)

実行委員 近藤 清香主幹 (片島小) 古野 久美子主幹 (颯田小)

各小学校 担当者

西牟田 公洋 (飯塚市教育委員会 担当 内線 1630)

5 日時

平成 29 年 8 月 22 日 (火) 14:00～15:30 (予定)

6 場所

飯塚市議会議場 (本庁 7F)

7 参加者

40 名程度 (児童会役員又は学校代表者 各学校 2 名)

8 内容

「第 2 次飯塚市総合計画 2017-2026」をもとに飯塚市の市政について質問を行い、これからのよりよい飯塚市のまちづくりについて、未来の飯塚市を担っていく小学生としての考えや決意を示した「飯塚小学生議会決議」の決議を行う。

(1) タイムスケジュール

12:30	児童集合（7F 委員会室）	
14:00～	議長紹介及びあいさつ 議長の開会宣言	
14:10～	飯塚市長あいさつ	
14:15～	一般質問（各部長・4役）	* 8分×7グループ（予定）
15:10～	飯塚小学生議会決議の採決	
15:15～	飯塚市教育長 講評	
15:20～	閉会の言葉（議長）	
15:30	小学生議会終了	

(2) 質問内容

- 「第2次飯塚市総合計画 2017-2026」をもとに飯塚市の市政について質問
- 市内小学校 20校を7グループに分け、それぞれが質問項目分類の中で質問を用意
- グループ別けと質問項目分類は次の通り

グループ	A	B	C	D	E	F	G
小学校名	片島小 飯塚小 菰田小	立岩小 飯塚東小	伊岐須小 幸袋小 穂波東小	蓮台寺小 潤野小 八木山小	内野小 上穂波小 大分小	颯田小 鯉田小 庄内小	若菜小 椋本小 高田小
質問項目 分類	⑤教育・ 文化	②行政 経営	③健康・ 子育て	④地域 経済	⑦自然 環境	⑥都市・ 生活基盤	①人権・ 市民参画

(3) 答弁の方法

- 各グループは質問を3問行います。なお、質問時間は、質問1つにつき約30秒以内を予定している。
- 各部局の答弁時間は、質問1つにつき、約1分以内を予定している。
- 答弁は、小学6年生が理解できるように、できるだけ専門的な用語は使わず、わかりやすい言葉を用いるよう配慮する。
- 各グループ最後の質問は、四役（市長・副市長・教育長・企業管理者）を予定している。

平成29年8月22日(火)

14時開会(飯塚市議会議場)



議会での質問や提案を話し合う児童たち

今年度は、飯塚市全20小学校の児童会の連携による活動を行います。その名も「小学生議会2017」。

私たちのふるさと飯塚市の現状と未来予想を踏まえて、小学生はどんな提案や質問をするのでしょうか？

8月22日の小学生議会当日は、飯塚市執行部に対する「一般質問」、まちづくりに関わる小学生としての意気込みを示した「飯塚小学生決議」が行われる予定です。

小学生の視点からの、「わがまち飯塚」を盛り上げるためのアイデアや決意を是非ご覧いただき、今後の飯塚市のあり方について市民全体で考えていく契機となれば幸いです。

【参加校】

餘田小、立岩小、飯塚東小、菰田小、飯塚小、片島小、伊岐須小、幸袋小、蓮台寺小、潤野小、八木山小、穎田小、庄内小、内野小、上穂波小、大分小、穂波東小、若菜小、棕本小、高田小
(以上、飯塚市立全20小学校)

議会の模様は、当日ネットライブ中継されます。是非ご覧ください。

※ 飯塚市議会 <http://www.city.iizuka.lg.jp/shise/gikai/chuke/index.html>

飯塚市小学生議会

問い合わせ先:飯塚市教育委員会学校教育課
(TEL:0948-22-5500)

主催 飯塚市小学校校長会
共催 飯塚市教育委員会
主管 飯塚小学生議会2017実行委員会

工事請負変更契約報告書

	工種	工事名	請負業者名	変更契約金額	変更増減額	原契約金額	落札率	変更契約工期	原契約工期
1	土木	飯塚市立幸袋中学校区 小中一貫校造成工事	(株)高森組	79,492,320 うち消費税 5,888,320	6,617,160 うち消費税 490,160	72,875,160 うち消費税 5,398,160	88.29%	変更なし	着手 平成28年10月22日 しゅん工 平成29年9月29日
2	土木	飯塚市立幸袋中学校区 小中一貫校サブグラウンド 整備工事	(株)フジイ	92,253,600 うち消費税 6,833,600	1,854,360 うち消費税 137,360	90,399,240 うち消費税 6,696,240	86.52%	変更なし	着手 平成28年12月7日 しゅん工 平成29年6月30日

※主な変更理由

- 切株や転石が点在する植樹帯を法面ブロックにて補強したこと、東側斜路擁壁取り壊し時の騒音低減を目的に工法変更したことによる増。その他数量の精査による請負金額の変更。
- 現地での地盤試験の結果、施工後のグラウンド面の不等沈下が予測されるため、地盤改良を行ったことによる増。その他数量の精査による請負金額の変更。

飯塚市交流センター整備構想 新旧対照表 (主な事項を抜粋)

新：飯塚市交流センター整備構想 [第2版]	旧：飯塚市交流センター整備構想												
<p>飯塚市交流センター整備構想 <u>[第2版]</u></p> <p>1 整備構想の位置づけ 飯塚市交流センター整備構想（以下、「本構想」という。）は、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画にもとづき、地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「交流センター」という。）として整備するための基本的な事項を取りまとめるものです。 本構想にもとづき、飯塚市地区公民館施設整備実施計画の見直しを行い、新たに飯塚市交流センター整備実施計画（以下、「整備計画」という。）を作成し、<u>飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針にもとづく個別計画として位置づけ</u>ます。</p> <p>2 整備構想策定の経緯 上位関連計画等の交流センターの整備に係る項目を整理し、本構想策定の経緯として記載します。</p> <table border="1" data-bbox="159 1139 1111 1353"> <thead> <tr> <th>策定時期</th> <th>計画名</th> <th>コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年3月</td> <td>第2次飯塚市総合計画</td> <td>12 地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、<u>地区公民館のコミュニティセンター化（仮称）を推進</u>します。</td> </tr> </tbody> </table>	策定時期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項	平成29年3月	第2次飯塚市総合計画	12 地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、 <u>地区公民館のコミュニティセンター化（仮称）を推進</u> します。	<p>飯塚市交流センター整備構想</p> <p>1 整備構想の内容 飯塚市交流センター整備構想（以下、「本構想」という。）は、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画にもとづき、地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「交流センター」という。）として整備するための基本的な事項を取りまとめるものです。 なお、本構想にもとづき、飯塚市地区公民館施設整備実施計画の見直しを行い、新たに飯塚市交流センター整備実施計画（以下、「整備計画」という。）を作成<u>し</u>ます。</p> <p>2 整備構想の位置づけ 本構想は、<u>第2次飯塚市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念である「人権を大切に</u>する市民協働のまち」を実現するため<u>地域コミュニティ活動の拠点づくりを推進する</u>ものです。また、交流センターは地区公民館の機能強化を前提としていることから教育の振興に関する施策についての基本的な方針である教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）の基本的方向性である「<u>絆づくりと活力あるコミュニティの形成</u>」が図れるよう<u>施設の整備を進めます</u>。 なお、本構想にもとづく整備計画は、<u>飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に基づく個別計画として位置づけ</u>ます。</p> <p>3 整備構想策定の経緯 上位関連計画等の交流センターの整備に係る項目を整理し、本構想策定の経緯として記載します。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1139 2085 1289"> <thead> <tr> <th>策定時期</th> <th>計画名</th> <th>コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	策定時期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項			
策定時期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項											
平成29年3月	第2次飯塚市総合計画	12 地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、 <u>地区公民館のコミュニティセンター化（仮称）を推進</u> します。											
策定時期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項											

新：飯塚市交流センター整備構想〔第2版〕	旧：飯塚市交流センター整備構想
<p><u>5 施設の整備計画</u></p> <p>本構想は、交流センターの整備に係る基本的な考え方を示すものであり、各施設の位置や具体的な整備内容、整備スケジュール等については、施設ごとに作成する整備計画において定めます。</p> <p><u>6 整備内容についての基本的な考え方</u></p> <p>(1) 施設の内容</p> <p>交流センターの役割を踏まえ、施設の基本的な機能とそれに付帯する機能を整理します。</p> <p>③ 防災対策について</p> <p>施設は地区公民館が担う避難所としての機能が求められており、現地での災害対応が円滑に進むよう地域防災拠点施設としての整備を図ります。</p> <p>(2) 施設の規模</p> <p>施設の規模については、施設の基本的な機能（具体的施設）に応じて面積算定の基礎となる必要面積を定め、<u>地区の状況（地区内の交流施設の立地状況等）や将来推計人口を勘案し、施設ごとに設定します。</u></p> <p>なお、交流センターは、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に掲げる「（公共施設等の総量）最適化目標」である公共建築物の延床面積の20%縮減に沿って、12地区の交流センターの総延床面積は、現行の12地区公民館の総延床面積の20%以上を縮減した規模とします。</p>	<p><u>6 整備計画の対象施設</u></p> <p>本構想は、交流センターの整備に係る基本的な考え方を示すものであり、各施設の位置や具体的な整備内容、整備スケジュール等については、施設ごとに作成する整備計画において定めます。</p> <p><u>整備計画の対象となる施設は、既に再整備を完了もしくは再整備事業に着手している<u>頰田公民館、筑穂公民館、鎮西公民館</u>および新耐震基準により建築した建築物である<u>飯塚公民館、庄内公民館</u>を除く、<u>二瀬公民館、鯉田公民館、幸袋公民館、菰田公民館、飯塚東公民館、立岩公民館、穂波公民館</u>とします。</u></p> <p><u>なお、庄内公民館については、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画策定後に、同計画にもとづき、整備実施計画を定めます。</u></p> <p><u>7 整備内容についての基本的な考え方</u></p> <p>(1) 施設の内容</p> <p>交流センターの役割を踏まえ、施設の基本的な機能を整理します。</p> <p>③ 防災対策について</p> <p>施設は地区公民館が担う避難所としての機能を果たすとともに、<u>現地での災害対応が円滑に進むよう地域防災拠点施設としての役割が求められます。このため、施設の設計段階等、施設の具体的な内容を検討する際には防災部署との連携を図ります。</u></p> <p>(2) 施設の規模</p> <p>施設の規模については、施設の基本的な機能（具体的施設）に応じて面積算定の基礎となる必要面積を定め、<u>これに地区の人口規模を勘案し、施設ごとに設定します。</u></p> <p><u>その際、地区の状況（地区内の交流施設の立地状況等）や将来推計人口に配慮します。</u></p> <p>なお、交流センターは、<u>地区公民館の機能強化による「更新」となることから、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に掲げる「（公共施設等の総量）最適化目標」である公共建築物の延床面積の約20%縮減を遵守するため、12地区の交流センターの総延床面積は、現行の12地区公民館の総延床面積の20%以上を縮減した規模とします。</u></p> <p><u>また、地区公民館の改修により整備する施設の規模は当該地区公民館と同規模程度とします。</u></p>

新：飯塚市交流センター整備構想〔第2版〕	旧：飯塚市交流センター整備構想
<p>(3) 整備（新築）に関する基本的な事項 施設は、利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めるとともに、長寿命で、シンプルかつ耐久性を備え、景観に配慮したものとします。 また、ライフサイクルコストの削減が図られ、維持管理が容易なものとなります。</p> <p>(4) 施設の構造 施設の構造は、建築基準法、建築基準法施行令およびその他関係法令に準拠し、施設ごとに作成する整備計画において定めます。 施設は、不特定多数の利用者が想定されることから十分な耐震安全性能を有する構造体とします。</p> <p><u>7 位置についての基本的な考え方</u> 整備計画の対象となる施設の位置は、地区公民館の敷地の状況や地区内の公共施設跡地等の市有地の状況等を踏まえ、施設ごとに決定します。 ただし、地区公民館の現在地以外での建替や複合施設化を行う場合の施設の位置は、<u>原則として、飯塚市立地適正化計画（平成29年3月作成）における都市機能誘導区域内(*2)とします。</u></p>	<p>(3) 整備（新築）に関する基本的な事項 施設は、利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めるとともに、長寿命で、シンプルかつ耐久性を備え、景観に配慮したものとします。 また、ライフサイクルコストの削減が図られ、<u>計画的な予防保全を可能とするなど維持管理が容易なものとなります。</u> <u>LED照明や人感センサーの採用など省エネルギー対応を推進するとともに「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」（平成24年1月作成）に沿って、内装等の木質化に努めます。</u> <u>施設内は、全面禁煙とします。</u></p> <p>(4) 施設の構造 施設の構造は、建築基準法、建築基準法施行令およびその他関係法令に準拠し、施設ごとに作成する整備計画において定めます。 施設は、不特定多数の利用者が想定されることから十分な耐震安全性能を有する構造体とします。 <u>また、住宅の隣接する敷地内に施設を整備する場合には、防音性に優れた建物構造とします。</u></p> <p><u>8 位置についての基本的な考え方</u> 整備計画の対象となる施設の位置は、地区公民館の敷地の状況や地区内の公共施設跡地等の市有地の状況等を踏まえ、施設ごとに決定します。 ただし、地区公民館の現在地以外での建替や複合施設化を行う場合の施設の位置は、飯塚市立地適正化計画（平成29年3月作成）における都市機能誘導区域内(*2)とします。 <u>なお、地区公民館の改修により整備する施設の位置は、当該地区公民館の現在地とします。</u></p>

飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画 [第2版]

1. 計画策定の趣旨

本市では、第2次飯塚市総合計画（平成29年3月）において「人権を大切にする市民協働のまち」を基本理念の1つに掲げて、その実現を図ることを目的に施策を展開していくこととしています。

また、市内12地区においては地域協働体(*1)であるまちづくり協議会が設立され、活動初期から活動中期に移行する中で、その拠点の整備が求められています。

本計画は、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（平成28年1月）(*2)に基づき、地域住民の交流及び地域活性化の拠点として地区公民館を多機能化し、地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「コミュニティ拠点施設」という。）とすることで、協働のまちづくりの更なる推進を図るため策定するものです。

(*1) 地域協働体：

地域における住民活動や市民と行政との協働のまちづくりを推進し、地域の様々な主体が相互に連携・分担して地域課題への対応や活性化に向け活動するための核となる組織。

(*2) 飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（抜粋）：

今後人口が減少する中で公共施設等の縮減は避けて通ることは出来ませんが、地域コミュニティ維持のため、地域拠点施設は多機能化するとともに、各地域に配置し、（以下省略）。

2. 実施時期

地区公民館は、平成30年4月にコミュニティ拠点施設に移行するものとし、継続して環境整備を行っていきます。

3. 地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行

地区公民館は、市民の生涯学習の場として、教育、文化等に関する各種の事業を行うとともに社会教育や文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など様々な地域活動を提供する施設としての役割を担っています。特に、少子高齢化社会を迎える中、地域全体で健やかな子どもの成長を育む環境づくりや高齢者の地域活動への参加促進など学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成を推進する上で、その役割はますます重要なものとなっています。

一方で、人口減少社会の進展は、核家族化等とあいまって、まちづくり協議会をはじめとした地域活動団体の担い手の不足や高齢化、固定化を招くとともに、住民相互のつながりや地域と住民との関わりが希薄化する（弱くなる）など、地域コミュニティの低

下が懸念されます。

本市では平成 24 年度末までに市内 12 地区にまちづくり協議会が設立され、地域が抱える課題を多様な担い手による住民相互の取り組みの中で解決（共助）し、あるいは地域住民と行政が協力して解決（協助）するための主体として、積極的な取り組みが図られており、地区公民館は地域に根ざした具体的な事業や施策を推進する上で、最も重要な役割を担うまちづくり協議会の活動拠点となっています。

このような中、生涯学習の場であり、学びの拠点である地区公民館を社会教育施設からコミュニティ拠点施設として位置付けることで社会教育法上の制約(*3)を緩和し、安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点としての機能（役割・働き）を加え、それらの機能を一体化し、地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることにより、まちづくり協議会の活動の促進が図られ、子どもの居場所づくりや高齢者の集いの場、多世代のつながり・支え合いの場など住民相互の交流の場として、あるいはまちづくり活動を行う団体相互の連携の場として、従来の地区公民館が有する交流機能を拡充することで、地域コミュニティの維持・増進が図られるものと考えます。

このように、社会教育施設である地区公民館の機能を確保しつつ、交流機能を強化し、まちづくりや地域福祉、防災の拠点として多機能化することで、まちづくり協議会の活発な活動が促進され、地域課題への効果的な対応につながり、併せて、地域コミュニティの維持・増進が図られるため、地区公民館をコミュニティ拠点施設に移行し、多様な機能を担う地域拠点施設に位置づけ、当該拠点施設を中心として市民と行政が協働で創るまちづくりを進めます。

(*3)社会教育法上の制約（社会教育法第 23 条関係）：

公民館は、営利を目的とした事業を行うことはできず、また、文部科学大臣は公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めています。

【社会教育法上の公民館】

公民館は社会教育法に基づいて設置された社会教育施設であり、教育、学術及び文化に関する各種の事業を通して、地域住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与してきました。その具体的な事業内容については社会教育法に定義されていますが、大きく分けると以下の 3 つが挙げられます。

- ① 交流の場…ライフステージに関わらず、地域住民が気軽に立ち寄り、自然な交流を行うことができ、グループやサークルなどの自主的、主体的な集団活動を行う場所
- ② 学習活動の場…住民の学習意欲に対応し、講座、実習、講演会など、継続的かつ組織的な学習機会を提供する場所
- ③ 地域文化創造の場…公民館で行う学習活動を通じて地域の連携、住民生活を高め、地域文化を創造する場所

4. コミュニティ拠点施設の名称

コミュニティ拠点施設の名称は「飯塚市交流センター」(*4) とします。

なお、それぞれの交流センターの名称は、下表のとおりとします。

(*4) 「交流センター」:

地区公民館から移行するコミュニティ拠点施設は、地域のまちづくりや防災拠点としての機能を担う地域拠点施設であり、また、地域コミュニティを構築するための交流拠点施設であることを分かりやすく表現するため施設名称を「交流センター」とします。

地区名	名 称
二瀬地区	飯塚市二瀬交流センター
幸袋地区	飯塚市幸袋交流センター
鎮西地区	飯塚市鎮西交流センター
菰田地区	飯塚市菰田交流センター
立岩地区	飯塚市立岩交流センター
飯塚東地区	飯塚市飯塚東交流センター
飯塚片島地区	飯塚市飯塚片島交流センター
鯉田地区	飯塚市鯉田交流センター
穂波地区	飯塚市穂波交流センター
筑穂地区	飯塚市筑穂交流センター
庄内地区	飯塚市庄内交流センター
穎田地区	飯塚市穎田交流センター

5. コミュニティ拠点施設の設置に係る条例

コミュニティ拠点施設の設置に係る条例については、「飯塚市交流センター条例」とし、併せて、「飯塚市公民館条例（飯塚市条例第90号）」の一部を改正します。

なお、中央公民館については、引き続き「飯塚市公民館条例」で規定します。

6. コミュニティ拠点施設の運営

コミュニティ拠点施設の運営は、将来的に指定管理者制度の導入も視野に入れながら、地域の特色を活かした地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることができるように検討を進め、別途、「交流センターの運営に係る方針（仮称）」を作成します。

【公民館運営審議会について】

中央公民館及び地区公民館の運営は、社会教育法の規定に基づく附属機関である公民館運営審議会において審議されています。地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に伴い、地区公民館に係る公民館運営審議会は廃止し、その後の運営については、「交流センターの運営に係る方針（仮称）」にもとづいてすすめることとします。

なお、中央公民館運営審議会は存続することとしています。

7. 出張所の取り扱い

出張所を併設している地区公民館（二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯉田公民館）においては、コミュニティ拠点施設においても住民サービスの維持の観点から出張所機能を引き続き併設します。

交流センター名	出張所名	所掌する事務
二瀬交流センター	飯塚市役所 二瀬出張所	・ 戸籍謄抄本及び 戸籍附票の写しの交付 ・ 生活保護業務の一部
幸袋交流センター	飯塚市役所 幸袋出張所	
鎮西交流センター	飯塚市役所 鎮西出張所	
鯉田交流センター	飯塚市役所 鯉田出張所	

8. コミュニティ拠点施設の所管と事務分掌

コミュニティ拠点施設の所管は、市民協働部まちづくり推進課とし、コミュニティ拠点施設の職員数は、現在、地区公民館に配置している一般職の職員数を基本に今後検討します。

また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進に一体的に取り組むため、教育委員会事務局職員としての身分を併任させ、コミュニティ拠点施設に配置される職員が教育委員会所管の事業を実施できるよう体制を整えます。

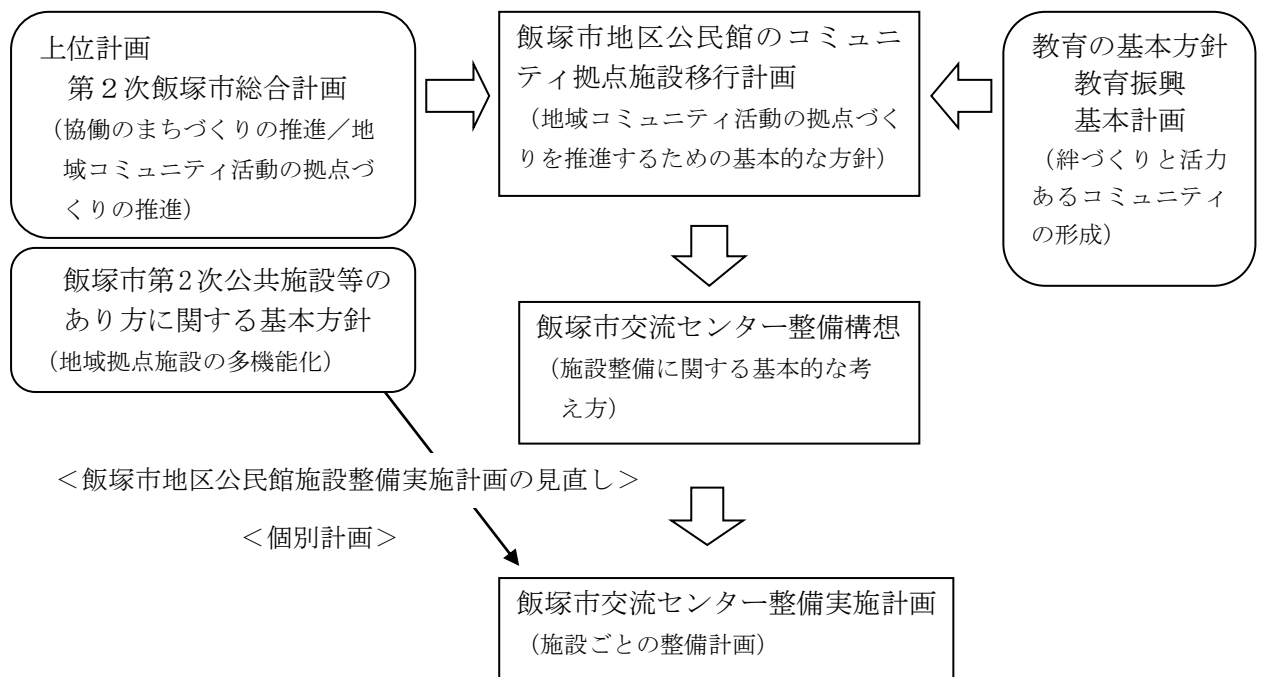
飯塚市交流センター整備構想 [第2版]

1 整備構想の位置づけ

飯塚市交流センター整備構想（以下、「本構想」という。）は、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画にもとづき、地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「交流センター」という。）として整備するための基本的な事項を取りまとめるものです。

本構想にもとづき、飯塚市地区公民館施設整備実施計画の見直しを行い、新たに飯塚市交流センター整備実施計画（以下、「整備計画」という。）を作成し、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針にもとづく個別計画として位置づけます。

【整備構想の位置づけ】



2 整備構想策定の経緯

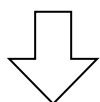
上位関連計画等の交流センターの整備に係る項目を整理し、本構想策定の経緯として記載します。

策定期期	計画名	コミュニティ拠点施設の整備に係る記載事項
平成 19 年 9 月	第 1 次飯塚市総合計画	少子高齢化によりひとつの自治会では対応できない課題を解決するとともに地域住民の知恵や工夫をまちづくりに活かすために一定の地域で協力して取り組むことができるようなコミュニティ組織づくりを図ります。また、その <u>活動の内容を充実・発展させることができ、かつ市民が気軽に集える活動拠点の整備</u> に努めます。
平成 20 年 3 月	飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針	公民館は、地域コミュニティを構築するための拠点施設であることから、コミュニティ組織の範囲を勘案しながら、 <u>地域のコミュニティセンターとして公民館の適正配置について検討</u> を行う。
平成 21 年 2 月	飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画	地区公民館は、社会教育活動の普及啓発を行うのみではなく、 <u>市民と行政との協働のまちづくりの基盤となる地域コミュニティを構築するための重要な拠点施設</u> であることから、地域住民や関係団体等と連携・協力し、福祉、防犯・防災、交通安全、環境整備やふれあい活動などの市民活動を積極的に支援できる体制を構築しながら、 <u>地区コミュニティセンターとして再整備</u> する。
平成 25 年 10 月	新しいまちづくりに向けて	飯塚市では、第 1 次飯塚市総合計画において、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」をまちづくりの都市目標像に設定し、この都市目標像実現のための 4 つの基本理念のひとつとして「市民と行政が協働で創るまち」づくりを掲げており、その <u>主体として市内 12 箇所の地区公民館を拠点とした「まちづくり協議会」の設立</u> に取り組んできました。
平成 28 年 1 月	飯塚市第 2 次公共施設等のあり方に関する基本方針	今後人口が減少する中で公共施設等の縮減は避けて通ることが出来ませんが、 <u>地域コミュニティ維持のため、地域拠点施設は多機能化するとともに、各地域に配置</u> し、(以下省略)
平成 29 年 3 月	第 2 次飯塚市総合計画	12 地区のまちづくり協議会の活動が充実・発展し、かつ市民が気軽に集える活動拠点として、 <u>地区公民館のコミュニティセンター化(仮称)を推進</u> します。

3 交流センターの役割

飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画「3. 地区公民館のコミュニティ拠点移設への移行」にもとづき、施設整備を図る上での交流センターの役割を下表に整理します。

施設		役割
コミュニティ 拠点施設 (多様な機能を担う 地域拠点施設)	従前の地区公民館が有する 機能(ソフト)	生涯学習(社会教育や文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など)の場
		学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成
	<機能拡充>	まちづくり協議会の活動拠点
		安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点
		交流機能の強化(住民相互のふれあいの場/まちづくり活動を行う団体相互の連携の場)



<地域の創意工夫による柔軟な施設利用>

地域の特性を活かしたまちづくりの推進/地域コミュニティの維持・増進
まちづくり協議会の活動促進
地域課題への効果的な対応

4 施設整備の必要性

地区公民館は、昭和40年代、50年代に建設された施設が多いことから、老朽化に伴う対応として、飯塚市地区公民館施設整備実施計画が作成されています。地区公民館を交流センターとする場合にも、老朽化した施設については、再整備が必要なことから、本構想にもとづき、整備計画を作成し、建替、改修、複合施設化等の整備を進めます。

5 施設の整備計画

本構想は、交流センターの整備に係る基本的な考え方を示すものであり、各施設の位置や具体的な整備内容、整備スケジュール等については、施設ごとに作成する整備計画において定めます。

6 整備内容についての基本的な考え方

(1) 施設の内容

交流センターの役割を踏まえ、施設の基本的な機能とそれに付帯する機能を次のとおり整理します。

① 施設の基本的な機能（具体的施設・設備）

・施設の基本的な機能は、下表のとおりとし、基本的な機能を確保した上で余剰スペースが生じる場合には、交流機能の拡充を図り、利用者の利便性の向上を図る観点から、可能な限り多目的スペースやキッズスペース（キッズルーム・キッズコーナー）等の確保を検討します。

施設の役割	基本的な機能（具体的施設・設備）	
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習（社会教育や文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、趣味など）の場 ・学びの場を拠点とした地域コミュニティの形成 ・まちづくり協議会の活動拠点（共助・協助を支える基幹施設） ・安全・安心なまちづくりや地域福祉の拠点 ・交流機能の強化（住民相互のふれあいの場／まちづくり活動を行う団体相互の連携の場） 	<p>参 考 例</p> <p>展示スペース（玄関ホール） 会議室（研修室） 文化交流室（和室） 学習室（図書室） 調理実習室 事務室・・・等 (まちづくり協議会事務室を含む)</p>	
	設 備 (*1)	<p>情報掲示板</p> <p>備蓄倉庫</p> <p>多目的トイレ</p>

(*1)設備について：

建築物として当然に必要となる設備（電気設備、機械設備、空調設備、上下水道、倉庫、トイレ、2階建て以上の場合はエレベーター等）は記載していません。

② 施設に附帯する機能

施設の利用促進、利用者の利便性の向上を図るため、施設敷地内に駐車場および駐輪場を設置します。

また、施設には地域公共交通の基点としての機能を付加し、必要に応じてコミュニティバス停留所を設置するとともに、玄関ホール等を活用し、バスの待合所としての機能を整えるなど、地域公共交通との連携を図れる施設とします。

③ 防災対策について

施設は地区公民館が担う避難所としての機能が求められており、現地での災害対応が円滑に進むよう地域防災拠点施設としての整備を図ります。

(2) 施設の規模

施設の規模については、施設の基本的な機能（具体的施設）に応じて面積算定の基礎となる必要面積を定め、地区の状況（地区内の交流施設の立地状況等）や将来推計人口を勘案し、施設ごとに設定します。

なお、交流センターは、飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に掲げる「(公共施設等の総量)最適化目標」である公共建築物の延床面積の20%縮減に沿って、12地区の交流センターの総延床面積は、現行の12地区公民館の総延床面積の20%以上を縮減した規模とします。

(3) 整備（新築）に関する基本的な事項

施設は、利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めるとともに、長寿命で、シンプルかつ耐久性を備え、景観に配慮したものとします。

また、ライフサイクルコストの削減が図られ、維持管理が容易なものとなります。

(4) 施設の構造

施設の構造は、建築基準法、建築基準法施行令およびその他関係法令に準拠し、施設ごとに作成する整備計画において定めます。

施設は、不特定多数の利用者が想定されることから十分な耐震安全性能を有する構造体とします。

7 位置についての基本的な考え方

整備計画の対象となる施設の位置は、地区公民館の敷地の状況や地区内の公共施設跡地等の市有地の状況等を踏まえ、施設ごとに決定します。

ただし、地区公民館の現在地以外での建替や複合施設化を行う場合の施設の位置は、原則として、飯塚市立地適正化計画（平成29年3月作成）における都市機能誘導区域内(*2)とします。

(*2)飯塚市立地適正化計画における都市機能誘導区域内：

本市の土地利用の方針となる飯塚市立地適正化計画では、地区公民館を中心に複数のコミュニティ拠点型都市機能誘導区域を設定し、地区公民館（コミュニティセンター／交流センター）を区域内に維持・誘導する施設と位置づけています。都市機能誘導区域は公共交通の利便性や都市機能の立地状況等を踏まえ設定していますので、区域内での施設立地は、施設利用者の利用促進や利便性の向上につながります。

【用語の意味】

NO	用語	意味
1	コミュニティ	<p>住民相互の交流や地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながりのこと。</p> <p>住民相互の交流やまちづくり活動などを行う人々の集まり、団体。</p> <p>人と人とのつながりや住民相互の交流を育む社会のこと。</p>
2	まちづくり協議会	<p>地域におけるまちづくりを推進することを目的とし、自律性と主体性を基本としながら、地域住民の民意や総意を代表し、地域づくりに取り組む組織。</p> <p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の自治」を担う組織、地域の中核となる組織 ・地域のコミュニティを活性化する組織
3	協働のまちづくり	<p>市民と行政が対等なパートナーとして連携・協力しながらまちづくりの推進や地域課題の解決を図っていくこと。飯塚市は、市民と行政が情報を共有しながら、市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちを目指している。</p>
4	バリアフリー	<p>障がい者や高齢者等の生活・活動の妨げとなっているバリア（障壁）を取り除いた、障がい者等が自由に活動できる生活空間のあり方を示す用語。（第3期飯塚市障がい者計画）</p>
5	ユニバーサルデザイン	<p>バリアフリーが「障がいのある人にとってのバリア（障壁）を取り除く」という考え方であるのに対し、障がいの有無・年齢・性別・人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。（第3期飯塚市障がい者計画）</p>
6	ライフサイクルコスト	<p>構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。（国土交通省用語解説）</p>
7	予防保全	<p>建物に劣化現象や不具合が現れてから補修等を行う事後保全ではなく、施設特性を考慮した上で、あらかじめ劣化の進行を予測し、不具合の発生前や、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施し、機能の維持・回復を図ることです。計画的な予防保全により、トラブル等の発生予防や施設の維持改修に伴うトータルコストの削減を行います。（飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針）</p>

飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画 新旧対照表 (主な事項を抜粋)

新：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画 [第2版]	旧：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画
<p>飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画 [第2版]</p> <p>1. 計画策定の趣旨 本市では、<u>第2次飯塚市総合計画（平成29年3月）において「人権を大切にする市民協働のまち」を基本理念の1つに掲げて、その実現を図ることを目的に施策を展開していくこととしています。</u> また、<u>市内12地区においては地域協働体（*1）であるまちづくり協議会が設立され、活動初期から活動中期に移行する中で、その拠点の整備が求められています。</u> 本計画は、<u>飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（平成28年1月）（*2）に基づき、地域住民の交流及び地域活性化の拠点として地区公民館を多機能化し、地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「コミュニティ拠点施設」という。）とすることで、協働のまちづくりの更なる推進を図るため策定するものです。</u></p> <p>2. 実施時期 <u>地区公民館は、平成30年4月にコミュニティ拠点施設に移行するものとし、継続して環境整備を行っていきます。</u></p> <p>5. コミュニティ拠点施設の設置に係る条例 コミュニティ拠点施設の設置に係る条例については、「飯塚市交流センター条例」とし、併せて、「飯塚市公民館条例（飯塚市条例第90号）」の一部を改正します。 <u>なお、中央公民館については、引き続き「飯塚市公民館条例」で規定します。</u></p>	<p>飯塚市 地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画</p> <p>1. 計画策定の趣旨 本計画は、<u>第1次飯塚市総合計画（平成19年9月）に掲げるまちづくりの基本理念である「市民と行政が協働で創るまち」の実現（*1）を図ることを目的に、地域コミュニティ活動の拠点づくりを推進するための基本的な事項を定め、豊かなコミュニティによる幸せを実感できるまちづくりを目指し作成します。</u></p> <p>2. 地域コミュニティ活動の拠点施設 <u>飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画（平成21年2月）（*2）及び飯塚市第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（平成28年1月）（*3）に基づき、地域住民の交流及び地域の活性化の拠点として地区公民館を多機能化し、地域コミュニティ活動の拠点施設（以下、「コミュニティ拠点施設」という。）に位置づけます。</u></p> <p>3. 計画期間 本計画の計画期間は、<u>平成28年12月から地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行が完了するまでの間とします。</u> <u>なお、現在、市内12地区に地域協働体（*4）であるまちづくり協議会が設立され、その活動は活発化しており、コミュニティ拠点施設がまちづくり協議会を主体とした地域づくりの拠点施設として機能の充実を早期に図るため、地区公民館からコミュニティ拠点施設への移行時期を平成30年4月とします。</u></p> <p>6. コミュニティ拠点施設の設置に係る条例 コミュニティ拠点施設の設置に係る条例については、「飯塚市交流センター条例」とし、併せて、「飯塚市公民館条例（飯塚市条例第90号）」の一部を改正します。</p>

新：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画 [第2版]

6. コミュニティ拠点施設の運営

コミュニティ拠点施設の運営は、将来的に指定管理者制度の導入も視野に入れながら、地域の特色を活かした地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることができるように検討を進め、別途、「交流センターの運営に係る方針（仮称）」を作成します。

【公民館運営審議会について】

中央公民館及び地区公民館の運営は、社会教育法の規定に基づく附属機関である公民館運営審議会において審議されています。地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に伴い、地区公民館に係る公民館運営審議会は廃止し、その後の運営については、「交流センターの運営に係る方針（仮称）」にもとづいてすすめることとします。

なお、中央公民館運営審議会は存続することとしています。

7. 出張所の取り扱い

出張所を併設している地区公民館（二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯉田公民館）においては、コミュニティ拠点施設においても住民サービスの維持の観点から出張所機能を引き続き併設します。

8. コミュニティ拠点施設の所管と事務分掌

コミュニティ拠点施設の所管は、市民協働部まちづくり推進課とし、コミュニティ拠点施設の職員数は、現在、地区公民館に配置している一般職の職員数を基本に今後検討します。

また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進に一体的に取り組むため、教育委員会事務局職員としての身分を併任させ、コミュニティ拠点施設に配置される職員が教育委員会所管の事業を実施できるよう体制を整えます。

旧：地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画

7. コミュニティ拠点施設の運営

コミュニティ拠点施設の運営は、指定管理者制度を活用し、それぞれの地区に設置されたまちづくり協議会が主体的な役割を果たすことができるよう、また、地域の特色を活かした地域の創意工夫による柔軟な施設利用を図ることができるように検討を進め、別途、「コミュニティ拠点施設の運営に係る方針（仮称）」を作成します。

【公民館運営審議会について】

中央公民館及び地区公民館の運営は、社会教育法の規定に基づく附属機関である公民館運営審議会において審議されています。地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に伴い、移行後は、地区公民館に係る公民館運営審議会は廃止し、各地区の交流センターで行われる生涯学習活動・社会教育事業については、まちづくり協議会と協議を行うこととなります。

8. 出張所の取り扱い

出張所を併設している地区公民館は、二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯉田公民館となっています。

出張所は、コミュニティ拠点施設においても住民サービスの維持の観点から引き続き併設します。ただし、今後、コミュニティ拠点施設に指定管理者制度の導入を検討する場合には、出張所の在り方について地域住民とともに検討を行います。

9. 事務分掌

コミュニティ拠点施設に市長部局の職員を配置します。職員数は、現在、地区公民館に配置している一般職の職員数を基本とします。

また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進に一体的に取り組むため、当分の間、教育委員会事務局職員としての身分を併任させ、コミュニティ拠点施設に配置される職員が教育委員会所管の事業を実施できるよう体制を整えます。

なお、組織・定数の詳細については、庁議において、協議決定します。

工事請負契約報告書

福祉文教委員会資料
平成29年8月8日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落 札 率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日	
飯塚市立鎮西中学校区小中一貫 校外柵(1工区)工事	55,271,160 円 うち消費税 4,094,160 円	52,498,800 円 うち消費税 3,888,800 円	94.98 %	(株)フクモト	6月27日	
	契 約 日 平成29年7月3日					最低制限価格
	工 期 平成29年7月4日 から 平成30年1月31日 まで					49,157,280 円 うち消費税 3,641,280 円

入札参加業者名(指名競争入札)【工種:とび(交通安全)】

(株)九州標識	(株)山文	(株)フクモト	(株)和幸産業	(有)創勇安全
(株)K. H. K	安永工業	東洋興産(株)	(有)光友開発	(株)雄建
(株)エクシング	大栄保安工業			